

**Q 明示申請書を提出してからどのくらいで確定できますか？**

A 申請から確定まで概ね3カ月から4カ月程度かかります。なお、根拠資料の調査や協議等によって更に時間を要する場合があります。

**Q 申請書の郵送は可能ですか？**

A 可能ですが、書類不備の場合は追加資料および修正を求めることとなりますのでご注意ください。

**Q 申請の際、市道路敷地・区域明示申請書（市道敷）と、土地境界確定明示申請書（法定外公物）の公図等の添付書類が同じ場合でもそれぞれ原本が必要ですか？**

A 一方の添付書類はコピーで結構です。

**Q 委任状は必ず必要ですか？**

A 申請から立会、境界確定図の作成など、申請者が全ての実務を完了することができる場合を除き、土地家屋調査士や測量士などの事務取扱者に委任する場合は委任状が必要です。

**Q 登記簿謄本（全部事項証明書）はインターネット登記情報提供サービスで取得したのももよいですか？**

A はい。ただし、有効期間内である「照会番号」が記載されたものであり、登記記録と相違ない旨の原本証明が必要です。

**Q 基準点等の資料は貸与してもらえますか？**

A はい。必要に応じて資料の閲覧及び写真撮影が可能です。別途、公共基準点使用承認申請書を提出してください。

**Q 現地立会の日程等、関係者との調整はだれが行いますか？**

A 申請人又は代理人の方で日程調整してください。

**Q 現地立会を省略できる場合がありますか？**

A はい。復元可能な測量成果があり、現地と問題なく合致している場合は立会を省略する場合があります。

**Q 境界標の設置は誰が行いますか？**

A 境界標は、原則申請人に設置していただきます。なお、境界標は市から支給（無料）します。

**Q 境界確定に係る費用は？**

A 申請者の負担となります。なお、申請手数料は徴収していません。

**Q 境界確定の立会には誰を呼ぶのですか？**

A 原則として両側明示のため、隣接する土地所有者と対側地の土地所有者となります。対側地との間の道路幅員が4 m以上あるなど、境界を確定しても対側地に影響がない場合は申請地側のみの片側明示とすることもあります。

なお、里道・水路（無番地）の境界明示については、両側明示のため、片側明示は実施していません。

また、片側明示とする判断は市で行うため、添付資料は原則両側の資料を添付願います。

**Q 立会に来られない関係土地所有者がいる場合はどうしますか？**

A 申請者または代理人の責任により、関係土地所有者と別日程で立会もしくは資料による説明を十分に行ってください。

**Q 土地所有者が変更になった場合はどうしますか？**

A 新しい土地所有者からの申請書及び新しい土地所有者になったことが分かる登記簿謄本（全部事項証明書）等を提出してください。

**Q 隣接する道路が国道や府道のときはどうしますか？**

A 管理するのが国や京都府になりますので、それぞれ道路を所管する道路管理者にお問い合わせください。

**Q 以前境界が確定している自分の土地に設置した杭がいつの間にかなくなり、境界が分からなくなった。市で杭を設置しなおしてもらえますか？**

A 市では滅失した杭等の復元は行っていません。

**Q 隣接土地所有者等申請者以外の同意者の印は実印が必要ですか？**

A 市境界確定図の同意については認印（シャチハタ不可）でかまいません。

※筆界確認書など実印を求められる場合があります。筆界確認書については、個人間での契約になりますので、代理者等に詳細を確認してください。

**Q 道路内に個人所有地があった場合、市が買い取りしてくれますか？**

A 原則、道路内民地の買収は行っていません。

**Q 道路内民地があるにも関わらず、固定資産税は登記面積で徴収されている。道路内民地分は減免してもらえますか？**

A 道路内民地分だけを求積して減免することはできません。有効宅地分の面積等調査が必要になります。詳しくは税務課資産税係にお問い合わせください。

**Q 確定時に提出図面は何枚必要ですか？また、確定後図面はもらえますか？**

A 正副併せて計4部提出（職印を押印したもの）をお願いします。

申請者には、1部副本としてお渡ししています。追加で必要な場合は必要部数の図面と奥書証明申請を提出願います。